

議案第57号

北上市廃棄物処理等手数料条例の一部を改正する条例

北上市廃棄物処理等手数料条例（平成3年北上市条例第109号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>60円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</p>	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>70円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</p>
2	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>70円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</p>	<p>（家庭ごみ手数料等）</p> <p>第2条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) し尿処理手数料 し尿の汲取量に応じて、10リットルにつき<u>80円</u>を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

し尿処理手数料を、段階的に引き上げようとするものである。